

## 学 則

名 称	社会福祉法人 和寿園		所在地	兵庫県丹波篠山市高屋 24 番地
連絡先	所 属	特別養護老人ホーム和寿園	職 氏 名	施設長 山下 和秀
相談窓口	電話番号	079-593-0069	F A X 番号	079-593-1397

### 1. 研修の内容

名 称	令和 6 年度和寿園介護職員初任者研修			
目 的	高齢者や、障がいのある方へのサポートをおこなうために必要な知識・技術を習得し、基本的な介護業務を行えるようにする。また、地域内の介護スタッフの確保および家庭内介護力の向上につなげることを目的とする。			
実施場所	講義施設	特別養護老人ホーム和寿園	所在地	兵庫県丹波篠山市高屋 19 番地 2
	演習施設	特別養護老人ホーム和寿園	所在地	兵庫県丹波篠山市高屋 19 番地 2
	実習施設	特別養護老人ホーム和寿園	所在地	兵庫県丹波篠山市高屋 19 番地 2
		和寿園デイサービスセンター	所在地	兵庫県丹波篠山市高屋 19 番地 2
研修期間	令和 6 年 7 月 13 日 ～ 令和 6 年 10 月 19 日（修了式は令和 6 年 10 月 19 日の予定）			
講義方法	通 学			
カリキュラム	介護職員初任者研修課程カリキュラム表（様式 1 別紙 1-1）			
講師氏名	担当講師一覧表（様式 1 別紙 2-1）のとおり			
研修修了の認定方法	全科目を無欠席、無遅刻、無早退で受講し、修了評価に合格した方に対し修了証明書を交付する。やむを得ない理由で研修の一部を受講できなかった方は補講を行う。			
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護に関心がある方、または福祉・介護の就業を希望している方。</li> <li>・指定する全日程に出席できる方。</li> </ul>			
定 員	10 名			
受講手続	<p>受講希望者は令和 6 年 6 月 21 日（金）までに受講申込書を社会福祉法人和寿園へ郵送または提出する。</p> <p>* 申込者が定員を上回る場合は選考の上決定する。</p> <p>* 上記募集の結果、応募人数が 4 名以下の場合は、研修会を中止する。</p>			
受講料	30,000 円（受講料 25,820 円+テキスト代 4,180 円 税込）			

### 2. 受講上の注意事項

服 装	実技の演習がありますので、動きやすい服装で臨んでください。また、科目によって服装の指定をおこなう場合があります。上履きについては、演習をおこないますので体育館シューズ等の動きやすいものを持参ください。
講義について	<p>(1) 遅刻は原則認めません。交通事故や渋滞でやむを得ず遅刻しそうな場合は、和寿園に電話連絡をお願いします。また、病気やその他の理由で欠席する場合は講義が始まる前までに連絡をしてください。（079-593-0069）</p> <p>(2) 遅刻（半日単位）や欠席した場合は、全教科の 1 割まで補講を受けることができます。1 割以上の場合補講を受けることができませんので、初任者研修課程を修了することはできません。</p>

講義について	<p>(3) 講義中の私語、途中退席、居眠り等は厳禁です。再三の注意にも関わらず、改善が見られない場合は退学してもらう場合があります。</p> <p>(4) 講義中の携帯電話の使用は禁止します。</p> <p>(5) 科目免除の取り扱いはありません。</p>	
実習・演習	<p>(1) 演習は積極的に参加をし、自ら学ぶ姿勢で取り組みましょう。</p> <p>(2) 実習は受入先施設や事業所の方針等に従い、積極的に学びましょう。</p> <p>(3) 実習先では各自課題をもって取り組み、無為に時間を過ごすことが無いように留意しましょう。</p> <p>(4) 実習先で知り得た個人情報について、他言することの無いようにしてください。</p>	
補講の実施	実施の有無	有 (13時間以内) ・ 無
	可能な科目	全ての講義・演習
	方 法	受講生と事業所で日程を調整し講座を受講していただく。または、講義を撮影録取した映像を事業者の管理下で視聴しレポートを提出していただく。
	費 用	1回(半日)につき 3,000円
	注 意 事 項	研修実施期間内に補講を修了し、修了評価を得る必要がある。
修了の取り扱い	修了評価	修了評価の方法(別紙 評価基準のとおり)
	修了期限	令和6年9月21日までに終了すること。やむを得ない場合は令和6年9月22日までとする。
	修了認定	修了を認定した者には、修了証明書を交付する。
解約について	<p>①利用者からの解約の場合 ・ 受講料支払い後～研修開始前日の解約は受講料の返金可。研修開始後の解約は受講料の返金は不可となります。</p> <p>②事業者からの解約の場合 ・ 受講者が他の受講者の受講を妨げるなど公序良俗に反する行動をとり、事業者側がこれを防ぎ得ない場合(受講料の返金不可)</p> <p>・ 受講料の不払いが生じた場合</p> <p>③返金の方法 和寿園にお越しいただくか、指定口座への振込(振込手数料申込者負担)</p>	
気象庁警報発令による研修の有無について	<p>サンテレビジョン等で兵庫県北播丹波地域に暴風雨警報、洪水警報が発令された場合は、自宅待機とします。午前7時までに解除された場合は平常通り研修をおこないます。</p> <p>午前10時までに解除された場合は午後の研修を行います。</p> <p>(判断が難しい時は和寿園に問い合わせをしてください)</p>	

\*受講中は上記学則を守り、講義及び演習に真剣に取り組み、全員が修了評価に合格できるように頑張りをしましょう。